

# 事件・事故発生時の学校対応

## ～学校事故対応に関する指針をもとに～

大阪教育大学  
教授 藤田 大輔



独立行政法人教職員支援機構

# 目次

---

- 1 附属池田小学校事件について
  - 2 学校保健安全法について
  - 3 第3次学校安全の推進に関する計画について
  - 4 学校事故対応に関する指針について
- おわりに

# 1 附属池田小学校事件について

- 2001年6月8日、附属池田小学校に1名の不審者が侵入し、8名の児童の命が奪われ、13名の児童と2名の教員が重傷を負わされた。
- 心や体に大きな傷を負わされた児童・保護者・教員に、現在も継続した長期にわたるケアが必要とされている。
- 二度とこのような事件が繰り返されないように、積極的な学校安全推進のための取り組みが必要とされている。

# 1 附属池田小学校事件について

大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件に係る御遺族と文部科学省，大阪教育大学及び附属池田小学校との合意書が平成15（2003）年6月8日に締結された。

## 第1条 謝罪

- 1 文部科学省
- 2 大阪教育大学
- 3 附属池田小学校

## 第2条 損害賠償

## 第3条 再発防止策

- 1 文部科学省
- 2 大阪教育大学
- 3 附属池田小学校

# 1 附属池田小学校事件について

## 合意書 第1条 謝罪

3 附属池田小学校は、亡児童に謹んで哀悼の意を表するとともに、亡児童及び御遺族に対し、学校安全についての危機意識の低さから、外部からの不審者を容易に侵入させてしまい殺傷行為の発生を未然に防止することができなかった、危機通報、救助要請、組織的情報伝達、避難誘導、救命活動、搬送措置が十分にはなされなかったため、殺傷行為の継続を許してしまい、また結果発生を最小限に止めることができなかった、それらの結果により、何の罪もない8人の若い児童の尊い命が奪われたこと、及び、事件後の対応に不備があったことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。

## 2 学校保健安全法について

### 第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 学校保健安全法について

### 第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、**当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。**

## 2 学校保健安全法について

# 危機管理マニュアル整備のポイント

(生活安全領域)

### 初動対応

- 訓練の実施時期（役割分担）
- 「110番」通報の訓練
- 「119番」通報の訓練
- 救急搬送の手順
- 被害者・負傷者の救護
- 関係者・機関への報告・連絡・相談
- 保護者への児童・生徒の引渡し
- 関係する教職員への支援

## 2 学校保健安全法について

### 第30条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の**保護者**との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を**管轄する警察署その他の関係機関**、**地域の安全を確保するための活動を行う団体**その他の関係団体、当該**地域の住民**その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

### 3 第3次学校安全の推進に関する計画について

#### 施策の基本的な方向性（令和4年3月25日閣議決定）

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める。
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する。
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する。
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する。
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する。
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）。

### 3 第3次学校安全の推進に関する計画について

#### (1) 家庭、地域との連携・協働の推進

- ・ **地域学校安全委員会**や**コミュニティ・スクール**等の仕組みを活用して、**地域と協働**して学校安全に取り組んだ学校数
- ・ 学校安全に関する **PTA の参画**状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）

#### 「4. 学校における安全管理の取組の充実」

- ・ **児童生徒**が安全点検に参加する活動を行っている学校数
- ・ **専門的な視点**から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数
- ・ 重大事故の予防のための**ヒヤリハット事例**に関する**校内での定期共有**の状況

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 事故発生の未然防止

#### (1) 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用

全国の学校等で発生した重大事故をはじめ、校内等で発生したヒヤリハット事例も教職員間で共有することは、実効性ある学校安全の体制を構築する上で非常に重要である。

#### (2) 各種マニュアルの策定・見直し

○事故等の発生の際に、教職員の迅速かつ適切な対応が、組織的に行われるようにするためには、危機管理マニュアルの策定が不可欠であるとともに、**毎年度、訓練等の結果を踏まえて、絶えず検証・見直しを行い、実効性のある危機管理マニュアルに改訂することが重要である。**

## 4 学校事故対応に関する指針について

- 事故発生の未然防止のために必要な事項は、危機管理マニュアルに定め、そのことを実践することが必要である。
- 危機管理マニュアルの見直しに当たっては、**全国の学校等で発生した重大事故や、校内等で発生したヒヤリハット事例**も踏まえ、適宜、自校の状況に照らして、検討していく必要がある。

### 【学校の設置者】

- **学校が策定する危機管理マニュアルについて、事故や災害等から児童生徒等の安全を確保できるものになっているかを定期的に点検し、不備があれば、指導・助言により、是正を促す必要がある。**

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 事故発生の未然防止

教職員の危機管理に関する資質の向上

…危機等発生時に被害を最小限にとどめる備えの観  
点を重視

### 事故等の発生を未然に防ぐ・発生に対して備える 「事前」の危機管理

- ・ 様々なケースに対応した防災避難訓練，防犯避難訓練の実施
- ・ 不審者の侵入等，異常事態に気付くことができる体制の整備
- ・ 施設設備のリスクの発見・共有
- ・ 安全教育の充実に関すること 等

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し，被害を最小限に抑える「発生時」の危機管理

- ・ 児童生徒等の安全確保に関する**役割分担等の確認**
  - ・ 事件・事故災害発生時の**対応訓練の実施** 等
- 児童生徒等が倒れたことを想定した対応訓練の実施
  - 応急手当（心肺蘇生，AEDの使用含む。）等の技法等の習得
  - エピペン®の使用を含むアナフィラキシーショックへの対応に関すること
  - 被害児童生徒等及びその保護者への対応
  - 緊急時の連絡・通報・情報共有体制の確認

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 危機が一旦収まった後の対応，再発の防止等を図る 「事後」の危機管理

- ・ 正しい情報の早期の把握
- ・ **基本調査**の実施方法に関すること
- ・ 保護者等への説明や児童生徒等（教職員を含む）の**心のケア**を行う体制の確認
- ・ 発生した事故等の検証
- ・ **得られた教訓から再発防止に向けた対策** 等

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 教職員の危機管理に関する資質の向上

- ・ 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、救命処置が秒を争うことから、管理職への報告よりも**救命処置を優先**させ迅速に対応することが必要であることも確認すること
  - ・ 119 番通報の際には傷病者の状況を伝え**指令員からの口頭指導を受けながら**適切に対応する。そのため事故現場からいち早く通報が行えるよう体制を整えること
- 学校安全に係る教職員の研修・訓練は、できる限り**新年度の早期**に行うこと。

## 4 学校事故対応に関する指針について

- 危機対応訓練の一つとして、避難訓練は、児童生徒等が自ら判断し、安全な行動が取れる能力を養うための活動であると同時に、学校の危機管理上必要な業務として行う学校教職員の活動であることを理解する。また、危機対応訓練においては、形式的・表面的な訓練とならないよう、想定場面を絶えず見直すことで、児童生徒等及び教職員が災害に対する危機意識を持てるように実施する。
- 都道府県教育委員会等が開催する、学校安全教室の講師となる教職員等を対象とした指導法等の講習会には、各学校から積極的に教職員を派遣し、資質の向上に努めることが求められる。

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 安全点検の実施

- 校舎等からの転落事故，遊具による事故，固定していない備品による地震の際の被害等，過去の事故が繰り返されることの無いよう，定期・臨時・日常の安全点検の中で，施設設備の不備や危険箇所の点検・確認，改善等を学校と学校の設置者が連携を図りながら実施していくことが求められる。
- 緊急時に使用するAED等の救命や避難等に必要ない器具等は，児童生徒等の命を守る上で重要なものであることから，使用可能な状態にあるかについても適宜点検し，使用できない状況にある場合には，学校の設置者と連携するなど，速やかに改善等を行う必要がある。

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 安全点検の実施

- 各学校，学校の設置者においては，国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照するなど，安全管理を徹底されたい。

### 安全教育の充実

- 学校安全を図る上では，教職員の研修だけでなく，児童生徒等自身が安全について学び，自ら危険を回避できる行動がとれるよう，安全教育の充実が重要である。各学校においては，安全教育の意義・目標を確認し，**学校安全計画**に基づき，教科等における指導のみならず，**教育活動全体を通じて**，その充実を図ることが期待される。

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 事故発生に備えた事前の取組等

#### (1) 緊急時対応に関する事前の体制整備

- ・ **校長が責任者**となり、危機対応に当たって、安全を担当する教職員が中心となって組織的に活動できる体制を**校務分掌**等によりあらかじめ示しておく。
- ・ 教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携を取りながら学校安全に関する活動を進めておく。
- ・ 学校安全の**中核となる教職員を中心に**、日常的、定期的に職員会議、学年会、校内研修等あらゆる機会を活用して、意図的に協議・情報共有等を進めておく。

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 事故発生に備えた事前の取組等

- ・ **管理職や担当教職員が出張等で不在の場合**でも組織的な対応が行えるよう、事故発生時の指揮命令者を明確にするとともに、事故発生時の役割と業務内容を全教職員が共通理解しておく。
- ・ 児童生徒が意識を失って倒れるなどの緊急事案では、駆けつけた教職員の中で直ちに指揮命令者を決めて組織的に対応する。そのための想定訓練を実施しておくとともに、**誰もが取り組める**よう体制整備を図っておく。
- ・ 児童生徒に対しても、人が倒れた時の**心肺蘇生の方法**や**AED使用の重要性**を教えるしておく。

## 4 学校事故対応に関する指針について

### (2) 保護者や地域住民，関係機関等との連携・協働体制の整備

- 学校における安全に関する取組や事件・事故等が発生した場合の対応を，**事前に保護者と共有**しておく。
- 学校安全活動を充実させ，児童生徒等の安全をより確実に図るためには，**家庭，地域，関係機関等と連携を図る**ことが必要である。
- その際，学校と地域が目標や課題を共有し協議することができる**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを生かし**，上記の関係者や関係機関の代表を協議会委員として選任するなどして，日常的に連携・協働する関係を構築することも効果的と考えられる。

## 4 学校事故対応に関する指針について

### 事故発生後の対応の流れ

#### (1) 応急手当の実施

- 事故発生時に優先すべきことは、事故にあった児童生徒等の生命と健康である。事故直後は、まずは被害児童生徒等の医学的対応（応急手当）を行う。学校内での情報共有等も大事であるが、**まずは被害児童生徒等の応急手当を最優先で行う**ことに十分留意することが必要である。
- **救急車を手配するための119番は通報者を限定する必要がなく**、例えば「原則として管理職が119番通報を行う」といった取扱いとなっている場合には、その取扱いを見直すことも検討すべきであり、第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにする。

おわりに

## 学校における安全推進のポイント

### 事故・災害の教訓を共有する

「まさかうちの学校では…（ヒト事）」から  
「もしかしたらうちの学校でも…（ワガ事）」への

教職員・児童生徒・保護者・地域住民の参加による  
**共感**と**協働**による「学校安全活動」の充実と推進が  
必要とされている。